

事務連絡
平成29年8月10日

各病院・指定された診療所 御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

がん登録オンラインシステムによる全国がん登録届出について

がん対策の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）等に基づき、病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、平成28年中に当該病院等における初回の診断を行った原発性のがんに関する届出対象情報（以下「情報」という。）を、平成29年12月31日までに都道府県知事へ届け出ることとなっていきます。

厚生労働省では、情報漏えいの防止や都道府県及び病院等の事務負担軽減のため、病院等と都道府県をネットワークでつなぎ、オンラインで情報を届け出ることのできるシステム（以下「がん登録オンラインシステム」という。）を構築し、平成29年4月から提供を開始しました。

今般、がん登録オンラインシステムの利用の際に必要となる手続きが、別紙のとおり変更となり、平成29年8月21日から開始されますので、当該手続きが未了の医療機関におかれましては、別紙及び下記ホームページを参照のうえ対応をお願いします。

なお、当該手続きが対応済みの医療機関につきましては、対応不要となります。

http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital/e-rep/online.html
がん情報サービス>がん登録>全国がん登録>病院・診療所向け情報
>全国がん登録オンライン届出・電子届出票ダウンロード
>全国がん登録オンライン届出

病院等から都道府県にがん登録オンラインシステムを利用した届出を行うことにより、情報を安全に移送できるとともに、全国がん登録の精度向上及び事務の効率化につながることから、がん登録オンラインシステムによる届出にご協力をお願いします。

なお、要件を満たすパソコン及びインターネット回線等の理由でがん登録オンラインシステムをご利用になれない場合は、全国がん登録の届出には各都道府県が指定する情報保護に配慮した他の移送手段をご利用ください。